

平成24年3月23日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成23年(ネ)第3043号不当利得金返還請求控訴事件 (原審 大阪地方裁判所
平成22年(ク)第7433号)

口頭弁論終結日 平成24年2月3日

判 決

控 訴 人

同 代 理 人 弁 護 士

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

被 控 訴 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

西 尾 剛

ア コ ム 株 式 会 社

木 下 盛 好

中 島 亮 平

主 文

- 1 原判決中、控訴人に関する部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、18万5572円及びうち15万3435円に対する平成22年4月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は第2項に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 主文第1ないし第3項と同旨
- 2 仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 事案の要旨

控訴人ら7名の1審原告らは、被控訴人と継続的金銭消費貸借取引を行っ

てきたが、利息制限法所定の制限利率を超える部分を元本充当すると過払金が発生し、上記超過部分の徴収につき被控訴人は悪意であると主張して、被控訴人に対し、各過払金及び年5分の割合による法定利息（ただし、控訴人につき平成18年2月2日以降の利息に限る。）の支払を求めた。

2 訴訟経緯（ただし、控訴人に関係する部分に限り、略記は特記しない限り原判決の表示に従う。）

(1) 原判決の要旨（請求全部棄却）

ア 当事者間の取引の存在、内容は争いがない。

イ 取引の個数（争点(1)）

第1取引（以下「第1取引」という。）の期間は約10か月（平成7年3月10日～平成8年1月24日）、第2取引（以下「第2取引」という。）の期間は約6年10か月（同日～平成14年12月16日）であること、控訴人は平成8年1月24日に店頭で100万7929円を完済して第1取引を終了し、同日、被控訴人との間で、融資限度額を500万円とするカードローン契約を締結するとともに、控訴人所有不動産に根抵当権を設定したこと、第1取引は、極度額50万円、利息年29.2%、遅延損害金年36.5%、無担保貸付けであるのに対し、第2取引は極度額500万円、利息年14.6%、遅延損害金年18.25%、不動産担保貸付けといった諸点で契約内容に相違があることが認められ、これらによれば、第1取引と第2取引は、別個の基本契約に基づく取引であり、かつ、前記の契約内容の相違に照らせば、同一の日に解約と契約がされたからといって、両取引が事実上1個の取引であるということもできない。

以上によれば、控訴人に係る制限超過利息の元金充当計算に当たり、第1取引と第2取引を別個の取引として計算するのが相当である。

ウ 被控訴人がみなし弁済の適用があると認識することがやむを得ないと

いえる特段の事情（争点(3)）

いわゆる17条書面、18条書面の交付がなく、上記「特段の事情」は認められないから、被控訴人は超過利息の受領について悪意である。

エ 不当利得金に対する利息をその後の借入金に充当することの当否（争点(4)）

当事者の合理的な意思を考慮すれば、既発生の不当利得に係る利息をもって新たな債務（借入金）に充当するのが相当である。したがって、過払金発生後に生じた貸金に過払金を充当する旨の合意内容として、まず既発生 of 利息に充当する旨を含むと解される。

オ 消滅時効（争点(5)）

第1取引は平成8年1月25日を起算点として不当利得返還請求権に係る消滅時効期間（10年）が経過している。

カ 消滅時効（貸付中止措置 争点(6)）

控訴人に係る貸付中止措置を理由とした消滅時効についての被控訴人の主張は理由がない。

キ まとめ

第1取引と第2取引とは別個の取引であり、時効消滅した第1取引に係る部分を除き、第2取引につき、控訴人が約定の14.6%による利息を超えて支払った利息を元本に充当し、かつ、過払金発生時からその支払済みまでの間、被控訴人は民法704条により利息を付して返還する義務（ただし、控訴人の請求する平成18年2月2日以降のもの）があることを前提に計算した結果は、原判決添付の別紙計算書G-2記載のとおりであり、控訴人には過払金が発生していないから、控訴人の請求は理由がない。

(2) これに対して控訴人が本件控訴を提起した。したがって、本件における審判の対象は、控訴人が主張する不当利得返還請求及び利息請求の当否で

ある。

3 前提事実 (争いのない事実等)

原判決4頁2行目から20行目までに記載のとおりであるから、これを引用する(ただし、控訴人に関係しない部分を除く。以下、原判決を引用する場合は同様とする。)

4 争点及びこれに対する当事者の主張

原判決4頁22行目から13頁25行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

5 控訴人の当審補充主張

(1) 本件は借換え又は借増しの事案であり、平成8年1月24日に第1取引の残債約100万円及び他社からの数百万円の借入金を一挙に返済し、債務を被控訴人のものに一本化するために、被控訴人から500万円を借りる第2取引をし、その日のうちに第1取引の残債約100万円を返済し、第1取引を終了させた事案である。そして、上記の債務一本化のために被控訴人から不動産担保による借換え又は借増しをするように勧誘したのは被控訴人であり、控訴人はこの勧誘に応じたのである(甲97)。

ところで、借換えの場合、第2取引の貸付金を第1取引の借入残金に充当する合意(借換え充当合意)がある。言い換えると、当事者は、第1取引を清算して第2取引に一本化することに合意しているから、当然第1取引の過払金を第2取引の借入金に充当する合意(過払金充当合意)が推認される。

したがって、第2取引の貸付金で第1取引の残債約100万円を完済した結果、第1取引に過払金が発生した場合、その過払金は第2取引の借入金に充当される。

それにもかかわらず、過払金充当合意を否定した原審は不当である。

(2) 本件は借増しであるが、第1取引の残債約100万円の切替部分について

ては金銭の交付はなく、増額部分が差金として交付されたのみである。そして、契約書が書き換えられたにすぎず、形式的な会計処理がされたにすぎないから、一連充当計算がされるべきである。

また、利息制限法は、利息天引きの場合、借主は天引き後の実際の受領額を元に計算した利息金額を支払えばよいとしているし、最高裁判決は準消費貸借契約を締結した場合、有効な旧債務の限度でしか新債務は有効に成立しないとしており、借換え前債務（旧債務）の金額を超えて借換えて債務（新債務）の成立を認めることはない。

そうすると、第1取引と第2取引とを一連充当計算するしかないのである。

(3) 被控訴人の時機に後れた攻撃防御方法の主張に対する反論

被控訴人は、事実関係について認否しないし、否認の理由も述べなかったため、控訴人の陳述書（甲97）の提出が必要になった。被控訴人の時機に後れた攻撃防御方法の主張は理由がない。

6 被控訴人の反論等

(1) 被控訴人が控訴人主張の借換えを勧誘したことは争う。第2取引に際して、その借入金500万円から第1取引の残債約100万円を控除し、残りの約400万円のみを交付したことは争わないが、形式的な会計処理がされたにすぎないとの主張は争う。また、仮に第2取引の貸付金を第1取引の借入残金に充当する合意（借換え充当合意）が存在するとしても、過払金充当合意が当然に推認されることはない。後記(2)のとおり第1取引と第2取引とは契約内容が大きく違うのであって、第1取引を清算して別個の性質の異なる第2取引を開始するのであるから、過払金充当合意など存在しない。

(2) 第1取引と第2取引とは無担保カードローンか不動産担保ローンかの違いのほか、極度額、金利等の貸付条件が大きく異なるなど、契約内容が大

大きく異なるから、両取引を事実上一個の取引と評価することはできない。

- (3) 控訴人は、控訴審の第2回口頭弁論期日に控訴人の陳述書（甲97）を提出した。しかし、上記陳述書は原審において提出できたのであり、これを今更提出するのは重大な過失により時機に後れて提出した攻撃防御方法であり、かつ、その提出は訴訟の完結を遅延させるから、時機に後れた攻撃防御方法として却下すべきである。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、原判決と過払金充当合意の有無又は取引の個数等について見解を異にし、控訴人の請求は理由があると判断する。その理由は次のとおりである。

2 争点(1) (取引の個数) について

(1) 事実経緯

原判決摘示の争いのない事実等（当審における争いのない事実を含む。）及び証拠（甲16, 97, 乙11, 12, 13の1ないし3, 14の1・2, 75）並びに弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 第1取引の期間は約10か月、第2取引の期間は約6年10か月であり（最終取引日は平成14年12月16日である。）、第1取引の最終日と第2取引の開始日は共に平成8年1月24日である。

イ 控訴人は、平成8年1月ころ、被控訴人の従業員から、第1取引（当時の貸付条件は極度額50万円、利息年29.2%、遅延損害金年36.5%であった。）の残債務と他社からの借入金残債務の合計金（約350万円）を被控訴人が纏めて貸し、債務を被控訴人のものに一本化することを勧められた。その際、控訴人は、第2取引は不動産担保貸付となること、金利は大幅に優遇されることなどの説明を受けた。控訴人は同勧誘を承諾して被控訴人が要求する諸書類を提出した。

ウ 被控訴人は控訴人から提出を受けた諸書類を点検した上、平成8年1

月24日、控訴人との間で、融資限度額を500万円（利息年14.6%、遅延損害金年18.25%）とするカードローン契約を締結すると共に、控訴人所有不動産に根抵当権の設定を受けた（第2取引）。そして、被控訴人は、店頭で、第1取引の残債務100万7929円が完済された旨の計算をして第1取引を終了させ、同時に、控訴人に対し、500万円から100万7929円を差し引いた残金399万2071円のみを交付した。

(2) 検討

上記認定事実によれば、控訴人は、被控訴人やその他の金融会社から、約350万円（被控訴人からは約100万円）の借入金があったところ、被控訴人から債務を一本化することを勧められて、これに応じたものであり、その際、従来の貸付契約（第1取引）は無担保の契約（カードローン契約）であったが、新たな貸付契約（貸付金額500万円 第2取引）においては、不動産担保による契約（不動産担保ローン）となることの説明を受けてこれを了承したのである。そして、実際に、平成8年1月24日、被控訴人側で、計算上、第1取引の残債務を完済した旨の処理がされた上、同時に、第2取引に基づく貸付金額から上記債務額を控除した金員が控訴人に交付されたというのである。

これによれば、控訴人と被控訴人間の合意に基づき、第2取引による借入金中の一部は第1取引の残債務の支払に充当されているから、同金員については、借換えが行われたことは明らかである。そうすると、同借換え部分については、第1取引と第2取引間に事実上の連続性があるというほかになく、このことから第1取引によって生じた過払金を第2取引の借入金債務に充当するとの合意もあったと推認するのが相当である。そして、上記借換えに該当する部分についてのみ過払金充当合意があるとみるのは不自然であり、上記推認的合意の効力は、第2取引による借入金債務の全体

に及ぶと解するのが相当である。

被控訴人は、第1取引と第2取引は、無担保か不動産担保かのほかにも、極度額、金利等の貸付条件が大きく異なり、両取引を事実上1個の取引とみることはできない旨主張する。しかし、上記の本件事実経緯によれば、当事者間で借換え合意がされた上、第2取引が契約されたのであるから、第1取引と第2取引が被控訴人の主張するような異なる種類の貸付契約であることは、上記取引の連続性の判断及び充当合意の推認を左右する事情ということとはできない。

ところで、被控訴人は、控訴人の陳述書（甲97）の提出は時機に後れた攻撃防御方法として却下すべきであると主張する。

しかし、控訴人は、原審から一貫して各取引は事実上連続した1個の取引である旨主張していたこと、控訴人の当審での補充主張に対して被控訴人がただちに認否せず、否認の理由も述べなかったこと及び控訴人の文書提出命令の申立てについて被控訴人が対象書面が不存在である旨回答したので、それに代わるものとして控訴人は自己の陳述書（甲97）を提出するに至ったこと、同陳述書（甲97）提出は訴訟の完結を遅延させるものではないことを考慮すれば、被控訴人の主張は採用できない。

- 3 争点(3) (被控訴人がみなし弁済の適用があるとの認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情) について

原判決22頁14行目から27頁9行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- 4 争点(4) (不当利得金に対する利息をその後の借入金に充当することの当否) について

原判決27頁12行目から26行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- 5 争点(5) (消滅時効 その1) について

争点(1)で説示したとおり、第1取引と第2取引は連続した1個の取引と評価される。

そうすると、第1取引と第2取引は第2取引の最終取引日である平成14年12月16日の翌日を起算点として不当利得返還請求権に係る消滅時効(10年)が進行するところ、本訴提起は平成22年5月26日にされたから、上記消滅時効は完成していないことが明らかである。

6 争点(6) (消滅時効 その2 (貸付中止措置)) について

原判決28頁11行目から29頁6行目までに記載のとおりであるから、これを引用する

7 まとめ

当事者間の取引の存在、内容は争いがなく、第1取引と第2取引とは事実上連続した1個の取引とし、第1取引につき、控訴人が利息制限法所定の利率を超えて支払った利息を元本に充当し、かつ、過払金発生時からその支払済みまでの間、被控訴人は民法704条により利息を付して返還する義務があることを前提にし、さらに第2取引につき、控訴人が約定の14.6パーセントの割合による利息を超えて支払った利息を元本に充当し、かつ、過払金発生時からその支払済みまでの間、被控訴人は民法704条により利息を付して返還する義務(ただし、控訴人の請求の範囲内である平成18年2月2日以降に生じる部分に限る。)があることを前提に計算した結果は、原判決添付の別紙計算書G(債務者 分)記載のとおりである。したがって、控訴人は被控訴人に対し、同計算書の取引日欄末尾記載の日の残元金欄記載額である15万3435円の過払金及びこれに対する民法所定の年5分の割合による利息(平成22年4月10日までの未充当の利息金3万2137円及び平成22年4月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息)の支払を求めることができるから、控訴人の請求は理由がある。

8 控訴人の当審補充主張について

上記説示のとおりである。

9 結論

以上のとおりであって、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消した上、控訴人の請求を認容することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 赤 西 芳 文

裁判官 片 岡 勝 行

裁判官 山 口 芳 子

これは正本である。

平成 24 年 3 月 23 日

大阪高等裁判所第 10 民事部

裁判所書記官 安 藤 奈緒美